

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認に関する面談」

2. 日時：令和4年11月25日(金) 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、大橋上席安全審査官、大岡安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社

決得 執行役員 再処理事業部副事業部長(設工認総括、新基準設計)

他3名

九州電力株式会社

テクニカルソリューション総括本部 土木建築副本部長

三菱重工業株式会社

原子力セグメント 安全高度化対策推進部 主幹プロジェクト統括

5. 要旨

本年11月15日の審査会合を踏まえ、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)が今月目処に実施するとした、既に実施した設計における設計プロセス等の確認のうち、外部火災に関する設計等の確認状況について、日本原燃と以下のとおり面談を行った。

(1) 日本原燃から、主に以下の説明があった。

外部火災に関する設計は、新規制基準の追加事項であるので、関連する設工認対象設備全てを説明する必要がある。主要な説明事項は、許可で設定した火災源である森林火災、近隣の産業施設等の火災及び爆発、航空機墜落火災の大きく3つの評価内容に係る説明と、設計条件を踏まえた防護設計として、耐火被覆、遮熱板の施工等の具体的な設計内容の説明となる。その際、主要な説明事項同士の関連性で一定の説明パターンとなるので、それが類型となり、その類型の中で代表的に説明ができるものと考えている。

(2) 原子力規制庁からは、主に以下の旨伝えた。

・これまで、本日説明があった外部火災のほか、耐震、溢水及び材料構造に

係る設計に関して面談を実施してきたが、他の要求事項についても同様に整理すれば、おのずと設計プロセスのパターンができるので整理を進めること。

- ・日本原燃は、現場で設備の設計の妥当性等を確認できるほど許可の内容を十分理解できておらず、また、現場に行っていないことが明らかになっているため、早急に改善すること。

## 6. その他

なし